

海外にお住まいでも選挙に投票できます!!

国外で国政選挙に投票するための申請が国内でできるようになりました

● 次の全ての条件を満たす方がお申込みいただけます

- ★満 18 歳以上の方
- ★日本国籍をお持ちの方
- ★戸籍課で国外転出届を提出した方
- ★国内の最終住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている方

● 申請方法

1. 区役所 2 階戸籍課で国外への転出届(住民異動届)を届出した後
2. 区役所 5 階選挙管理委員会 (56 番窓口) で、申請手続きをしてください。
選挙管理委員会の受付時間は、平日 8 時 45 分 ~ 17 時です。



● 申請手続きの際に必要なもの

<本人による申請の場合>

- ☆ご持参いただくもの：本人確認書類（パスポート、運転免許証等の原本）
- ☆窓口で記入：『在外選挙人名簿登録移転申請書※1』（申請には、本籍の記載が必要です。）

<代理人による申請の場合>

- ☆『在外選挙人名簿登録移転申請書※1』（あらかじめ申請者本人の自署が必要です。）
- ☆『申請者の申出書(委任状)※2』（あらかじめ申請者本人の自署が必要です。）

☆申請者の本人確認書類、窓口に来た方の本人確認書類

※1 及び※2 は、横浜市 HP にも掲載されています。

● 申請時の注意事項

- ★郵送による申請はできません。また、申請ができる期間は、戸籍課で国外転出届を届出したから、転出届に記載された「転出予定日」までの間です。
- ★申請者本人による申請の他に代理人による申請が可能です。代理人による申請の場合は、必要書類にあらかじめ申請者本人の自署が必要となります。

手続き等について、詳しくは港南区選挙管理委員会にお問い合わせください。
港南区役所5階 56 番 電話 847-8308 FAX 841-7030